

## 裁判員等経験者の特別意見交換会議事概要

- 1 日時 平成31年2月14日（木）午後2時30分～午後4時30分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 宮 本 孝 文（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）

検察官 上 本 哲 司（東京地方検察庁立川支部公判担当副部長）

弁護士 布 川 佳 正（東京弁護士会所属）

裁判員等経験者4名は、着席順に「1番、2番、3番、4番」とそれぞれ表記した。

### 4 議事概要

#### 司会者

私は、刑事第3部で部総括裁判官をしております。本日、司会を務めさせていただきますが、実のある意見交換会にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

今日は裁判員等経験者との特別意見交換会ということなのですが、一橋大学、中央大学から多くの学生の皆さんに傍聴においでいただきました。ありがとうございます。また、一橋大学からは、学生の皆さんを引率されて法学研究科教授本庄武先生にもおいでいただいております。先生には後ほど御感想、御意見等を伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、御参加いただきました裁判員等経験者の皆さんを御紹介させていただきます。1番の方は、コンビニエンスストアでの強盗致傷、銃刀法違反を御担当いただきました。事案の内容はパワーポイントで示しますので、傍聴されてる皆さんはそちらも御参照ください。2番の方は、覚せい剤等を宅急便を利用して売るビジネスをしたという、いわゆる麻薬特例法違反事件を御担当いただきました。3番の方は、マンション内でわいせつ行為を働いたという邸宅侵入、強制わいせつ致傷事件を御担当いただきました。4番の

方は、被害者を強姦するとともに現金を奪ったという強盗強姦事件を御担当いただきました。

本日の予定ですが、前半の約1時間はメインテーマに沿って裁判員等経験者の皆さんから御意見、御感想をお聞きします。御参加いただいた検察官、弁護人も適宜御質問等をお願いします。5分間ほどのトイレ休憩を取らせていただいてから後半に入らせていただき、まず、学生の皆さんとの間で質疑応答を行います。本庄先生からも御感想や御意見等をいただければと思います。残った時間を報道関係者の皆さんからの質問等に充てさせていただきます。

それでは、意見交換に入らせていただきます。本日のメインテーマは裁判官と裁判員の協働です。裁判員裁判においては、法律の専門家である裁判官と非専門家である裁判員が協働することで、裁判官と裁判員がそれぞれの知識、経験、感覚を共有し、その成果を裁判内容に反映させることが期待されています。ここで言う裁判官と裁判員の協働とは、裁判員が公判審理に表れた証拠の内容と判断に必要な法令の規定及びその解釈を正しく理解した上で、主体的、実質的に裁判手続に参加し、評議においては裁判官と対等の立場で十分に議論を行うことを指すものと思われれます。本日は、そうした裁判官と裁判員の協働が十分に実現できているか、十分にできていないなら、その妨げになっていることは何かなどについて、裁判員等経験者の皆さんと意見交換をさせていただきます。御参加いただきました裁判員等経験者の皆さんが御担当になった事件は全て自白事件で、主要な争点が量刑のものばかりでしたので、これからの意見交換では量刑判断に当たっての裁判官と裁判員の協働に絞って意見交換を進めてまいります。

それでは、まず、検察官、弁護人の主張、立証から入りたいと思います。評議においては、基本的に検察官、弁護人が主張、立証したことを踏まえて議論がなされます。こうした評議ができると、裁判員は、審理を見て聞いて

形成した心証のまま，評議に臨めばよく，評議の中で改めて一から心証を形成する作業を行う必要がなくなることから，心証形成に関しての裁判員の負担が軽減されるとともに，裁判員と裁判官が一体感をもって実質的に評議し，協働して量刑判断を行うことが可能になります。皆さん，審理を見て聞いて形成した心証のまま，評議に臨むことができましたでしょうか。検察官，弁護人が量刑判断のポイントとしてどのような点を重視しているかは理解できましたでしょうか。いかがでしょうか。まず，1番の方からでいいですかね。

#### 1番

はい，1番でございます。まず，形成した心証のまま，評議に進むことができた。これは後から振り返っても，当日の4日間の経過の中でも，それはイエスと言えました。パネルにおいて議論を尽くした。尽くす中での右陪席の方，左陪席の方，それぞれが御自分をいかんなく発揮されて，司会役，行司役というところで非常に分かりやすく，なおかつ，防犯カメラのVTRもしっかりと見て判断しました。

#### 司会者

2番の方はいかがですかね。

#### 2番

2番です。結論から言うと，心証のまま評議に臨めたというふうに思っています。気にしたのが，他にいろんな情報が入らないようにしようかなと，ネットで検索しないようにして，なるべくそこでの事実というのを基に考えるようにしようかなというふうに思っていました。検察官，弁護人の量刑判断のポイントは，臨む前は法律書みたいにべらべら文字ばかりだったらどうしようかなと思ってたんですけど，大変分かりやすく，ポイントも列記されてたし，図のようなものもあったので，大変分かりやすかったというふうに思っています。私からは以上です。

#### 司会者

それでは、3番の方、お願いします。

**3番**

私も審理を見聞きして形成した心証のまま、評議に臨むことができたと考えています。最初は自分の感じたことをどういうふうに表現したらいいかというのもちよっと分からなかったんですけども、非常に裁判官の方が、検察官、弁護人の方がそれぞれおっしゃることを分かりやすく説明していただいたので、どう考えたらいいかというのが、筋道が立ったような形で考えることができました。以上です。

**司会者**

それでは、4番の方。

**4番**

4番です。私も形成した心証のまま評議に臨めました。資料の方で一つ一つ、ここまで理解できましたかということで声を掛けていただきながら、疑問点をなくしながら話を進めていただいたので、とても分かりやすかったです。以上です。

**司会者**

意外と好評なんですけども、検察官、弁護人から何かございませんかね。

**上本検察官**

1番さんにちょっと質問させていただきたいんですが、防犯カメラをしっかり見ることができて分かりやすかったというお話がされてたかと思うんですけども、それは法廷で流された防犯カメラを見ただけで十分理解できたという意味なのか、また、法廷が終わった後、裁判官と別室でもう一回見直してよく分かったという意味なのか、どういった意味での御発言か教えていただければ。

**1番**

はい、1番です。パネルの中で評議の方に戻って、そのときに何回か繰り

返し見て、途中で、その犯行の動作の中でストップを掛けたり、いろいろとそれについて裁判員の中で議論をした中で心証を得ました。

**上本検察官**

もう少しよろしいですか。

**1 番**

はい。

**上本検察官**

そうしますと、検察官が裁判の途中で最初の頃に、防犯カメラの映像も恐らく法廷の目の前の画面に流したのではないかと思うんですが、それを見ただけではちょっと、どこに問題があって何が重要なのかというところまでは理解ができなかったというような感じになりますか。

**1 番**

できないという極論ではなくて、より深めていくためには、やはり一度だけ見る、大きなところで見ただけじゃなくて、途中で画面をストップさせたりと、そのような所作が、評議体のメンバーの中では当然あれば深まったと思います。

**上本検察官**

ありがとうございます。

**布川弁護士**

弁護人の方からちょっとお伺いいたしますが、基本的に皆さん高評価というか理解できたというお話だったんですけれども、例えば当事者が指摘している事情がなぜ刑を重くするのか軽くするのか、そういったことについて当事者の論告とか弁論を聞いてそれだけで理解できたのか、できなかったのか。理解できなかった場合にどうするのか、例えば評議室の中で裁判官の方にお話を聞いたり教えを請うたりというような形になったのかについて可能な限りでお答えいただければと思います。

## 司会者

どなたからでも。例えば2番さん、これは麻薬特例法違反の事案で、一般の方はなかなかなじみがないのかなみたいな感じもするんですけども、量刑判断するに当たって難しかったんじゃないかなという気もするんですけども、いかがでしたですかね。

## 2番

それぞれの検察官とか弁護人の主張は分かりやすかったんですが、主犯かどうか、あと従属性があるかどうかによって量刑が変わると。そこによって大きく変わってくるのかなというのがあったので、その主張を主に重視はしてました。ただ、ちょっと後悔としては、その審理における被告人の質問が結構矛盾があったんですよね。どこまで話していいか分からないんですけど、矛盾があったのがちょっと突っ込みはしてたんですけど、突っ込み切れなかった点があったので、結局その主犯なのか、共犯というんですか、従属性があるというんですかね、主犯じゃないのかというのが、いまいちその審理の中では判断しづらかったかなというふうに思っています。では、どうしたかという、その資料の中ですとかそういった客観的な事実でもって、主犯かどうかというのを判断したというところがありました。

## 司会者

この後続く協議事項とも関係してしまうんですけども、今回たまたま強盗で、麻薬特例法違反で、性犯罪で、性犯罪プラス財産犯みたいな強盗強姦という形の事案で、当該行為の意思決定の非難の程度に影響する事実の評価という面よりも、行為の客観的な重さみたいなものが量刑判断の決め手になってくる事案類型かなみたいな感じがするんですけども。そうすると多分、相対的な視点みたいなものが要求されるのかなと思うんですが、いろいろな事案の中で、この行為の客観的な重さというのはどのぐらいの重さなんだろうみたいな、そういう行為の客観的な重さみたいなものが主要なテーマになっ

てくるような事案類型かなみたいな気もするんですが、その辺のところは検察官の論告、弁護人の弁論なんかをごらんになって、うまく伝わってきましたですかね。検察官だったら悪質だとか言って、弁護人だとそれほどでもないとか言って、そんな感じでなってしまうと、いろんな事案の中でも相対的な位置付けみたいなものを意識するのは難しいのかなみたいな気もしないではないですけども、いかがでしたですかね。じゃあ、3番さんはいかがですか。

### 3番

3番です。私は、最初にその事件の概要を書面を見て自分で感じたものと、実際に法廷の中で弁護人の方と検察官の方がそれぞれ主張されるんですけども、そこがちょっと実は自分の最初に感じたものと、ちょっと差というか、いうものがあるって、それはなぜかというのと、やっぱりそのそれぞれ御説明される言葉が、表現とか言い回しというのがなかなか日常で聞かない表現というか、ちょっとこちらに訴えてくるような言い回しだったので、自分が最初に書面だけで感じたものとそれぞれが考えてることの温度差みたいなものは少し感じて、ただ、それは裁判員で皆さんでいろいろお話をしていく中で徐々に埋まっていったので、最終的には納得、自分の中で落ち着いたというか、いうふうにはなったんですけども、ちょっとその温度差みたいなのは感じるところがありました。ちょっと答えになってるか分からないんですけど。

### 司会者

いえいえ、ありがとうございます。他の皆さんはいかがでしょう。4番さん、いかがですか。例えば、心中だとか介護殺だとか、そういう殺人事件なんかだと、かなり確定的な意思でその被害者を殺してしまう場合が多いんですね。だからこれは冷酷だとか残忍だとか、そういう見立てもあるのかもしれないけども。けども、やっぱりその行為に至る経過、あるいは動機、そういったものに対してどの程度非難できるのかというところが問題になっ

て、そういったところについては一般の方も割合入りやすい領域じゃないかなと思うんですね。介護で苦しんでいて、それでもうどうしようもなく殺してしまったというような場合に、一般の方も割合入り込んで判断しやすい領域の問題じゃないかと思うんですけども、強盗だったり、それから麻薬だったり性犯罪だったりということになると、そういう経緯、動機に対する非難の程度というよりは、行為の客観的な重さ、だから似たような事案の中で相対的に見てどのぐらい悪いのかみたいなことが大事になってくる領域かなみたいな気もするんですけども、その辺りが評議でやるべき問題なのか、それとも当事者が主張、立証すべき問題なのかという問題もありますけども、その辺りのところが検察官、弁護人の主張、立証を聞いていて入ってきたかという辺りをお聞きしたいんです。検察官も弁護人も量刑のポイントを指摘したと思うんですけども、そのポイントがそういう相対評価みたいなものに沿うものになってたかどうかみたいなことをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

#### 4 番

4 番です。弁護人側の話を知ると、その弁護人側の感情というかそういうのに、私の担当した事件の場合だと、男性の方が加害者なので、ちょっと息子がこんなだったなとか思う部分もあって、検察官側からの被害者側からの立場のお話を聞くと、そちらの方の感情に、いわゆる感情が動くような感じで裁判は聞いていたんですけども、評議していく段階でそれを整理しながら、その行為が量刑にすればどのぐらいになるとかいうことは、グラフとかを見た後、似たような犯罪がこうだったとか、凶器を持っていたらどうだったとか、その辺で量刑の方を決めるときのポイントとして話合いの中で示していただいたので、その辺を参考に、では、この事件ではどうなんだということを考えて参加しました。

#### 司会者



2番の方は、いかがですか。2番の方の麻薬特例法というのは、我々でもなかなか量刑が難しいところがあって、なかなか日常的に接するような問題ではないですよ。そうすると、それを悪質といえれば悪質なんでしょうけども、どの程度悪質なのかみたいなものを判断していくのはなかなか難しい作業かなみたいな気もするんですけど、いかがだったですかね。

## 2番

はい、2番です。ネットで覚せい剤を販売した犯罪でしたが、それもあれですね、主犯かどうかという点ですけど、どこまで具体的に話していいかわからないんですけど、本人は元売りの人に携帯を渡されてその取次をしてただけだと。それは、弁護人はそのように主張して本人が主張してるんですけど、検察官は自分がやったというふうに言ってるので、その判断の点が大きく違うのかなというふうには思っていました。あと、ネット販売、おっしゃるとおり少ないんですよ。量刑の今までの実績を見てもネット販売というのは少なく。ただ、そのネット販売という、数は少ないけれども、どれぐらいの位置に示しているかというのが判断のポイントにはしていました。

## 司会者

また後で質疑応答の機会もありますので次の方に移らせていただきますけども、次は、裁判官の説明等について少し意見交換をしたいと思います。遅くとも量刑評議に入った段階では、裁判官から量刑についての考え方の説明があったかと思います。行為責任主義を大枠にして一般情状で微調整すると、そういった考え方なんですけども、犯罪事実で量刑の枠を決定して、その枠の中で一般情状事実を、刑を調整させる要素として考慮して最終的な刑を決めると、そういうことなんですけども。これは刑法の解釈問題ですので裁判官の説明事項ということになります。裁判官から説明させていただいたと思うんですが、皆さん、こうした量刑についての考え方ですが、裁判官から説明を受けて十分に御理解いただけましたでしょうか。1番の方からお願いし

ます。

## 1 番

はい，1 番です。資料，グラフ等々を提示していただいて，よく分かりました。今おっしゃられたように，大枠の中で刑期何年何年という中で，あとはそれぞれの裁判員の持つ主観，あるいはその心証によって微調整，いわゆる弁護人の方からいくと情状酌量，執行猶予を取るといような方向に行くのか行かないとか，その辺のところはやはり裁判員の中でも，何というんですか，温度差が，その辺を調整するのがやはりある程度議論が掛かったかなというところですね。

## 司会者

じゃ，順番に。2 番さん，お願いします。

## 2 番

2 番です。量刑についての考え方は十分に理解しました。いろいろ，いろんな人から多様な質問が出て，そのたびに裁判官の方からこういう考え方ですよというふうに説明いただいたので納得いきましたというところと，あとは先ほどの主犯かどうかという話で，妄想は量刑に反映しないというのもよく分かりましたので，その辺でお互い話して事実を基に反映していったというふうな形でした。量刑グラフ，大変分かりやすいことは分かりやすいんですけど，何だろうな，書く人によって事件の内容の何というんですかね，本当に数行で終わったりとか，いっぱい書いてあったりするんで，ちょっと書く人の個人差があるかなというふうには思いましたが，あれで十分分かったかなと思っています。

## 司会者

グラフだけではなくて一覧の方も適宜出されたということですかね。

## 2 番

はい。

## 司会者

それでは、3番の方、お願いします。

## 3番

3番です。私も説明はよく理解できたと思ってます。必要に応じて何度も、最初に一度御説明いただただけでなく、その都度その都度、話合いの中で、裁判員の誰かがつまずいたときには何度か説明を繰り返ししてもらったりしたので、非常に考える上で分からないということが、分からなくてつまずくということがなく、みんなで議論できたかなと思ってます。

## 司会者

4番の方、お願いします。

## 4番

証拠に基づいて判断していくときに、本当に一文一文、ここまでは何か引っ掛かるところがありますかということで声を掛けていただきながら、全員が理解しながら先に進んでいって、事実を見極めて、証拠以外のことでこういうことがあったんじゃないかと予測されるようなことは除いて判断するように導いていただいたという感じです。あと、量刑のグラフは、グラフを見ただけではなくて類似したような事件の内容を、気になるところはこれに気になりますということで裁判員から提示があると、その内容を読んでいただいて、このような形的时候はこのような量刑でしたということで、例を何件も、それぞれの人が見たい犯罪の履歴みたいなものを見させていただいたので、同じ事件はないんですけども、参考にしながら、では、この事件はどのようなかということをお皆さんと裁判官の皆さんと考えることができました。

## 司会者

量刑グラフの話も出てしまいましたが、量刑グラフを示す意味合いは理解できましたでしょうかね。量刑グラフというのはこんなものなんですけども、これはうちの陪席裁判官が作ったもので、実際の量刑のグラフではありません

ん。ですから、数もそんなに載ってませんし。ただ、イメージとしてはこんな感じのものですかね。懲役何年以上がどのぐらいで、執行猶予がこのぐらい付いてるとか、あるいは上の方はこれですよとか、こんな感じのグラフなんですけども。これのほかに、あと事例一覧表というのも出すことはできます。そういったものなんですけども、量刑グラフを示す意味合いの方は御理解いただけましたでしょうかね。じゃ、また1番さんからお願いします。

### 1番

はい、1番です。よく理解できました。

### 司会者

じゃ、2番さん。

### 2番

はい。私もよく理解できましたけども、突出しているものとか、あとやたら刑が軽いものがあるんで、その辺はやはり事例一覧というのを細かく見て行って、じゃあ、どこが足りないからこんなに刑が軽いんだなというのを判断していかないといけないので、全部網羅するものってなかったんで、あとはネット販売ってすごい少なかったし、じゃあ、主犯かどうかによって検索したんですけど、検索条件によってこの量刑グラフというのが出ましたので、それ以外の条件というのをどういうふうに反映させていくかというのを一覧でまた見るというふうな形で、あのグラフ自体は、傾向を知るという観点では大変理解できました。

### 司会者

3番さん。

### 3番

3番です。そうですね。やっぱり知識とか経験が全くない中で参加しているので、こういったものを示していただいて、やっぱり考えるこつというか、そういったものになったかなと思っています。

司会者

4 番さん，お願いします。

4 番

量刑グラフを見させていただくまでは，どのぐらいという根拠が全く分からない状態なので，このグラフはとても参考になりました。

司会者

検察官，弁護士から何か御質問はありませんかね。

上本検察官

若干ちょっと検察官の立場として御質問と，もし我々の執務の参考にもさせていただければなということでもちょっとお聞きしたいんですけども，我々も論告のときに，大体，我々の論告の一番最後に量刑グラフと似たようなものを絵図して，大体この辺の量刑で，この事案は重たい部類だからこのグラフの中で一覧の中で，他の事情を考慮すればこれぐらいの刑になるというような論告を大体検察官はしていたのではないかと思うんですが，それで聞いていて十分足りているのか，やはりそれでは足りてなくて，裁判官とのいろんな評議の中で考えを巡らせながら決めていかざるを得なかったのか，この辺の内情をもし教えていただければ。

司会者

どなたでも結構なんですけども，いかがでしょうか。では，1 番さんから。

1 番

はい，1 番です。大きな誤差はなかったかなと。検察側と弁護側で立場が逆ですから幅が広いのは分かるんですけども，量刑グラフ等々を見ると大きな差はないという感じがしました。

司会者

では，2 番さん，お願いします。

2 番

2番です。私が担当した事案については、検察官の方が量刑分布を持ってきたんですけど、共犯か主犯かどうか、主犯か以外かで結構全くグラフの分布が違ったんですよね。検察官はより重くなるように、何というんですかね、主犯みたいな形を持ってきたというのがあったので、それは裁判員とか裁判官で考えるときには、じゃあ、主犯じゃなかったらどうなるとか、そういうのは調整してたので。検察官としては、より検察官の主張に合うような量刑を持ってきてるんだなと思ったんで、それを検察官の考えを基にした量刑グラフなんだという観点では見てました。

**司会者**

3番さん。

**3番**

3番です。法廷で主張を聞いている中で、検察官の方がこうこうこういう理由で懲役何年を求刑しますとかという、その主張されてること自体は、何というんですかね、違和感を感じるころもなく、理解できないというところはなく、ただそれぞれに、弁護側も検察官の方と違うので、それぞれ聞いて、最終的に裁判官の方と一緒に議論を振っていただいたというところなので、聞いた中で、それだけでは理解ができなかったからということではなかったです。

**司会者**

それでは、4番さん、お願いします。

**4番**

検察官の方が出してきた資料の最後に、こういうときは何年とかということが書いてありましたので、それは参考になりましたけども、その後、裁判員で評議していく中で量刑を、グラフを見て判断できたので、両方を加味したんだなというか、考えたということでもいいでしょうか。

**司会者**

関連しますんで、次のテーマの方に入ってしまいませんか。量刑についての考え方の説明を受けて、量刑グラフを示されるということですけども、そうした考え方を基本に置きつつ、裁判員の皆さんは量刑事情として考慮すべき要素の捉え方等について、国民の視点、感覚、健全な社会常識等を反映させていただくことになるんだろうと思います。それから、一つ一つの事件にはそれぞれ個性がありますし、量刑の傾向も時の流れや社会情勢の変化によって動くものですので、量刑グラフはあくまでも参考ということになるんですが、こうした点も踏まえて、皆さん、主体的、実質的に裁判手続に参加して、評議において裁判官と対等な立場で十分に議論を行っていただけましたでしょうか。もしそういう対等な立場で十分に議論を行っていただくことが難しかったということであれば、その妨げになっていることは何なんでしょう。率直なところをお伺いできればと思うんですが、いかがでしょうか。例えば量刑の考え方も、犯罪自体、犯罪行為それ自体に関わる事実ということで、多分行為態様、それから結果、動機なんかはそれに当たるんだよみたいな話はされたかと思うんですけども、それで検察官、弁護人の論告、弁論なんかも、態様が悪質だとか、動機に酌むべき点がないだとか、結果は重たいみたいな言葉で書いてあったりすることが多いんじゃないかなと思うんですけど、そういう点一つ一つ事実認定して評価して行って、それで皆さんの扱ったような事例だと行為の客観的な重さが多分重要なんだろうから、いろんな事例検討や事例比較みたいなことをやっていくみたいな作業が必要になってくるのかなみたいな気もするんですが、もう少し、例えば皆さんの事例だったら行為態様が、これこれこういう点があるから悪質なんだとか、いや、そうじゃないんだとかという話を検察官、弁護人なりが主張、立証して、裁判官もその行為責任、この量刑の考え方を示す際に、平板にずらっと動機、結果、態様みたいな話をするんじゃないかと、この事件では態様が問題になりますからとか、その当事者の主張、立証を踏まえてですよ。そういう感じで

評議できると、議論する点がかなり集約できるのかなみたいな気もするんですけども。それから量刑グラフにしても事案一覧、そういう行為態様の相対的な悪質性みたいな問題になるのであれば、事例一覧表で行為態様だけピックアップして、それで上下の比較を行ってみるといようなこともできるでしょうし、あるいは事例一覧表を示さずにみんなでイメージを出し合って、こういう悪質なのもあるよね、こんな程度の軽いやつもあるよねとかという話をして事例の相対的な位置付けを考えていくような手法もあるでしょうし、皆さんの評議の際にどういう手法が採られたかはさておいて、量刑の考え方でそれから当事者が主張してるポイント、あるいは当事者の主張を離れても、その事件で量刑を分ける分水嶺になるようなポイントを把握された上で自由に意見交換していただけたのかどうか、それから、あるいは相対的な評価をしていただけたのかどうか、その辺りいかがでしょうかね。何でも結構ですのでお答えいただければ。じゃ、今度は順番を少し変えましょうか。4番さんから大丈夫ですか。

#### 4番

はい。この事例を見る前の、量刑とかそういうものを全然知らないときの、このぐらいの犯罪だったらこのぐらいの年数かなとかいうのとはちょっと違ってた部分もあったんですけども、大体こういう犯罪でこのぐらいの量刑になるんだというのが、今回この裁判員に参加したことで分かったので、それは話合いの中で個人個人の視点みたいのを酌み取ってくださりながら、この事件ではこういう事実があるからこうというふうに話合いをしていく段階ですごく分かりやすかったので、意見も主体的に言えましたし、参加して決めることができたなというふうに感じながら、最後、評議の結果を得たというふうに思ってます。

#### 司会者

3番さん。



### 3番

3番です。そうですね。裁判員の中でもいろいろ、同じ説明を見て聞いていても、やっぱり受け止め方だとか考え方が違うんだなというのが、そのとき感じたのを覚えているんですけども。常に私自身も迷いながら議論に参加していたんですけども、途中そういう、何というんですかね、あまり自分の中で確信が持てない中で話合いに参加していることにちょっと戸惑ったりとかするときもあったんですけども、ただ、恐らくそういった感覚が、ここで書かれてるような国民の視点とか感覚、健全な社会常識とかというものに含まれてくるのかなとかと思ったので、そこは裁判官の方に丁寧に説明していただいたのもあって、自分の中で結論を出したというところですよ。

### 司会者

それでは、2番の方。

### 2番

はい、2番です。協働が十分にできていたかということで、裁判官の方が誘導することもなくて、本当に相互の話合いというのを優先してるんだなというのはとてもよく分かったといいますか。一つ一つの事実認定のときも、一つ一つ合意をしていく中で、一人一人に話を振りながら、ちゃんと理解してるんだなと、合意してるんだなというのを、ステップを踏みながら進めていたので、大変納得性が高かったなと思いました。どうしても質問が多い人に偏りがちなんですけど、発言していない人にも気遣いをして話を振っていただいて、十分に話し合っただけで合意できたのかなというふうに思っています。あとは、何回か言ってますが、ネット販売、ネットの覚せい剤販売なので、あまり件数が少ない中で、じゃあ、相対的にどうしていくかというのは量刑一覧を見て、この事件とこの事件とで何が違うんだろうねというのを、その事例一覧を見ながら話し合いながら進めていったという形ですね。あと、一番難しいのは本人が反省してるかどうか、情状酌量の部分ですけど、心は読

めないのです、それをどういうふうに判断するかというのが一番時間が掛かったかなというところです。

#### 司会者

それでは、1番の方。

#### 1番

はい、1番です。私の参加した案件が、コンビニ強盗で被害者に傷を負わせたということですが、やはり防犯カメラの有用性というのを非常に痛烈に感じた。同じものを裁判官の方々も我々裁判員も見て、その中で詰めていくと、やはりこれは執行猶予を付けるか付けないかとかという、そういう微妙な問題になったときに、非常にそのところが、そのビデオカメラの防犯カメラによって明確に出てくるということで、非常に、言い方としてはあれなんですけども、非常にスムーズに量刑を決めるのにいったかなと。ただ、裁判員それぞれのいわゆる人間観とか、性善説、性悪説あるでしょうけども、それによって、まあこれぐらいでとか、いや、被害者意識が強くあればもっとということもあるでしょうけど、やはり落ち着くところに落ち着くのかなというところになるのは、やはり防犯カメラの確固たる証拠があったかなというふうに思いました。その過程で、やはり裁判官、裁判員の意見が一緒に動いていったということなので、非常によかったかなという印象を持っています。

#### 司会者

ありがとうございます。検察官、弁護士、いかがですかね。

#### 布川弁護士

先ほどの質問が抽象的だったのでちょっと具体的にお聞きしたいんですけども、例えば犯罪の結果とか危険だとかというのは比較的分かりやすく、聞けば、なるほど、それが重くなる事情だなとか、そこが軽い事情として主張してるんだなというのは分かると思うんですけども、計画性とかそういう

ところとか、あとは動機、経緯とかそういったところとなると、なぜそれが重いのか軽いのかというところについて、当事者の主張を聞いて理解をできたのかというのをちょっと伺いたかったんですけども。

**司会者**

どなたからでも。3番さん、いかがですかね。

**3番**

3番です。私が担当させていただいた事件では、犯意が生じた時期とかタイミングみたいなのが一つの論点とか争点になっていたんですけども、そこはやっぱり難しかったなというのがあって、しかも私の事件はやっぱり、何というんですかね、結局はっきりとした確定的なものを示されるわけではないので、それぞれに主張されてることから詰めていくしかなかったの、そこもまた難しかったなと思って。

**司会者**

4番さんは、何か御意見ありませんかね。

**4番**

ここに挙がっている証拠のみで考えていくとなると、裁判員の中でも、これはどうだったんだろう、あれはどうだったんだろうと、いろいろ、ここが分かれば量刑にも影響するよねみたいなことはあったんですけども、ここに示された事実、証拠のみということで判断していくと、裁判の中で質問する機会もあったんですけども、その質問もどういうふうに持っていこうかというのも皆さんと話し合っって質問したわけですけど、結局はっきりできない内容のままということも中身的にはあったので、この裁判だと第三者の存在があったわけですけど、それがあったかないかという辺りで相当皆さんと話し合いをして、でも事実として第三者がいたならどうだとか、そういう話し合いをかなり皆さんとした覚えがありますけど。証拠として出た部分というのが、ここで挙がってるもので終わりというか、事実はこちらだけなんですということだ

と思うので、裁判はもう始まっているので、その辺で情報としてもうちよつと欲しいねというふうなことは裁判員の中でも話したなというのが今思い出されたところですけど。

#### 司会者

1 番さん， 2 番さん， いかがですかね。今， 犯行に至る経緯だとか動機について， それがどうして行為責任を悪い方向に働かせるのか， あるいはいい方向に働かせるのかといったようなことについて御理解いただけたかなというように， そういう話だと思うんですけど。

#### 1 番

それはやっぱり客観的にそのやった行為と， それからそれに対して厳罰的にいくのか， あるいは社会的な更生をもくろんで刑期をやはり情状酌量的に持っていくのか， その辺のところは， どうしてもやっぱり裁判員それぞれの人生観とか何かが， かなり私自身も参加してて温度差が違うのも分かりましたし， やはりそれは最後にはどういうふうに量刑に持っていくかということですから， お互いが納得いくように議論を尽くして結果が出たということだと思いますね。

#### 司会者

じゃ， 2 番さん。

#### 2 番

はい， 2 番です。私も 4 番さんと一緒なんですけど， 主犯かどうかというのが大きなところを占めたんですが， 同じように第三者に言われたというのがあって， しかもその第三者というのが既に逮捕されてますよと。それが誰か， どういう人か， その人に聞いたのかというのは一切ないんですよ。その中で， 第三者が存在するかも分からない状態でどうやって判断するのかなというのがちょっと一番何かもやもやししながら， その中で主犯か主犯じゃないかというのを判断しなくてはいけないことになったので， そこが一番何と

いうんですかね、事実が明確でない中で、しかも逮捕されてるといったら、逮捕されてる人を調べればいいじゃないかなというふうにちょっと思うんですけど、それがないままで進めていくというのがちょっと引っ掛かったかなというのはあります。ただ、審理の被告人質問の中で、先ほども申し上げましたけども、いろいろ矛盾点ですとか出てきたので、判断できる材料というのは被告人質問の中で出てきたというのはありました。

## 司会者

話題は尽きないんですけど、時間の方も迫ってしましまして。量刑グラフというのは裁判員裁判が始まった頃からのデータを蓄積したものです。裁判員裁判対象事件についてデータを蓄積したものであるということで、いろんな検索の仕方ができるんですけども、基本的な使い方としては、社会類型に沿った検索をして、量刑結果を出すということで皆さんに参考資料としてお示しするということになります。我が国の刑法は法定刑の範囲が広いんですね。しかも、酌量減輕その他するともっと広がってしまうというところがあって、刑を決める物差し、スケールとしてはなかなか機能しにくいところがあるんです。そうすると、こういった参考資料を示すことによって、量刑のイメージをつかんでもらう、感覚をつかんでもらう、その中で刑を決めていくことの参考にさせていただくと、そういう趣旨で使ってるんですけども。先ほど申し上げましたように、行為への非難の程度というんですかね、心中だったり介護殺だったり、どれだけその行為を非難できるんだというところの問題は、割合皆さん裁判員の方の市民感覚なんかを發揮していただきやすい領域なのかなという感じがします。ですけども、例えばこういった強盗なり性犯罪ということになると、動機は利欲だったり、あるいは性欲だったりという感じで、動機の非難の程度というのはそんな変わらないところがあって、悪質さの程度というのは行為態様で決まってくるのかなみたいなところがあって、そうすると、相対評価みたいな要素が入ってくるんで、裁判員の方の市民感

覚を反映していただくというのが、なかなかあまりストレートにいかないところもあるんですね。量刑事情の評価、認定評価の辺りで市民感覚を反映していただくということになって、それだけでは駄目で、やっぱり相対的な評価も勘案しながらみたいなところになって、なかなか難しい領域なのかなと思うんですけど。ただ、裁判員裁判が始まってから性犯罪などについても量刑傾向は厳しくなってきましたし、例えば介護殺なんかについては執行猶予もあったりとか、そういった量刑上の変化がこの10年間の間に大分変化しています。市民の皆さんが入っていただいたことによって、この刑事裁判が大きく動いてるということは言えるんじゃないかなと思います。

そろそろ中締めということにさせていただいて、裁判員等経験者の皆さんから、これから裁判員になられる方へのメッセージを一言ずつお願いします。まず、1番の方からお願いします。これから裁判員になられる方へのメッセージです。

## 1番

はい、1番です。裁判員になりたいと言ってもなれません。抽選で選ばれてくる他ない。その中で司法に対して理解とか信頼、それのみならず、やはり一市民として、社会の秩序、安全と安心を確保するために何ができるのかなど、それに対するきっかけになったのかなど。是非参加してくださいというふうに思います。

## 司会者

ありがとうございます。それでは、2番の方、お願いします。

## 2番

はい、2番です。裁判の過程ですとか、あと量刑の判断ですとか、そういったところがよく分かったので、経験されることをお勧めします。最初不安だったんですね。人を裁くことにつながったりとか、刑を与えるというんですかね、そんな責任が重いというのは正直あったんですけど、ただ刑を

与えるのが目的じゃなくて、人生を更生してもらうことが目的の一つなので  
というのを裁判官の方に言っていただいて、それを基にその量刑をどうい  
うふうに判断するかというのと、あと裁判の最後に、何というんですかね、刑  
を言い渡した後にメッセージみたいなことを言うのがありますよね。

**司会者**

説諭ですね。

**2 番**

その説諭に、更生してもらいたい思いをいかに込めるかみたいな形ですね。  
そういうのを重視してやってたので、その辺が本当に貴重な経験だったかな  
というふうに思っていますし、今も、その事件を起こして対象となった被告  
人がいい方向に進んでいけばいいなというふうに願っています。

**司会者**

それでは、3 番の方、お願いします。

**3 番**

はい、3 番です。担当する事件によってはすごく負担になったりとかとい  
うのも聞くので、なかなか私は一概に是非やってみてくださいとは言えない  
んですけども。ただ、制度としてやっぱり、結果として同じ結論になるにし  
ても、そこにいろいろな視点とか考え方が入ってしかるべきだと思っている  
ので、なのでこの制度がよりよく続いていくために、やっぱりいろんな方が  
経験したほうがいいかなと思っています。

**司会者**

それでは、4 番の方、お願いします。

**4 番**

最初にこの案内の封筒が届いたときはちょっと驚いて、どうしようという  
感じだったんですけども、よい経験ができるんじゃないかなと思って参加  
しました。ただ、私が参加した回も、初回で断わられた方もいたので、来た

ら是非やってみたいと思っても、なかなか仕事の都合とかで来れない人とかもいるのかなと思いますし、ただ漠然とあまりそういうことは受けたくないなどと思って無断で休んだりする方もいるかなと思うんですけれども、社会の中の一つの役割として参加することで、今まで全然知らなかった世界だったことが身近になって、よりいろいろ考えることができると思うので、会社の方とかにも理解をいただきながら、一人でも多くの方が参加できたらよいのではないかなと思います。以上です。

#### 司会者

どうもありがとうございます。それでは、学生の皆さんからの質問をいただいて、経験者あるいは我々も含めてお答えしていくと、そういう形にしたいと思います。どうぞ。

#### 学生 1

よろしくお願ひいたします。裁判官、検察官、弁護士のお三方にお伺ひしたいんですけど、裁判員制度が始まって実際に裁判員を選出して裁判をすると思うんですけど、裁判員制度が始まる前と始まった後で変わったこと、実際に実務、仕事をしていて変わったことはどのようなことがあったか、具体的に言うと、メリットとかデメリットみたいなものを聞けたらなと思います。

#### 司会者

では、まず検察官の方から。

#### 上本検察官

あくまで私の感覚としてお聞きいただきたいんですけども、デメリットは正直感じてません。メリットとしては様々なものがあります。これから裁判官も弁護士さんも答えられるので私は一つだけ挙げておきますが、あくまで検察官の立場としてのメリットという意味でお答えしますが、我々も事件をかみ砕いて、あるいは分かりやすく人に説明するために、自分の頭の中でも、これまでも十分理解した上で法廷活動していたつもりではいたんですが、よ



り理解しないと一般の方々には通用しないなということがだんだん分かってきまして、我々の内部でも一つ一つの事件をかなり掘り下げて詳しく内容を吟味した上で、それを更に分かりやすくして、それを分かりやすい言葉で伝えるという作業を今行っています。それができるようになってきました。それができることによって、やはり検察庁の内部でも一つの事件に対する考え方や議論や方向性なり、それは起訴するか不起訴にするか、刑をどれぐらいの重さにするかという意味ですけども、その考え方、議論の仕方も一部変わってきたかなというふうには感じています。検察官として仕事をしている中で一番メリットを感じているのはその部分です。以上です。

#### 布川弁護士

弁護人の立場からすると、本来の刑事訴訟法の姿である公判中心主義がよりクローズアップされて、そのあるべき姿に戻ったということが一番の大きなメリットなんじゃないかなと思います。ただ、デメリットとしては、公判での当事者の活動、要するに書類をいろいろ作って裁判官に読んでもらうということではなくて、公判の中で参加して下さってる裁判員の方々に理解してもらおうというところが、失敗すればそのまま不利な結果につながるという意味では非常に難しいというデメリットがあるのかもしれないですね。

#### 司会者

裁判員裁判が始まってから記録が薄くなりましたね。あまり皆さん実感ないかな。昔はそれが2冊、3冊とかすごく厚かったんですけど、裁判員裁判が始まってから記録が薄くなりましたね。公判でやったことを中心に裁判するんで。それはメリットですかね。言葉を変えると、弁護人がおっしゃったみたいに公判中心主義、口頭主義ということなのかもしれないですけども。それから、裁判官にとってはすごく勉強になります。裁判員の人、一般の人に、法律概念にしても、それから手続にしても、分かりやすく説明するというのはなかなか難しい作業です。量刑の問題なんかについてもそうですけど

も、やっぱりこの量刑要素は何で重くなったり軽くなったりということをきちんと本質から理解してないと説明することができないみたいなところがあって、裁判官にとってはすごく勉強になります。それから、一般の人たちと話し合いをしながら結論を出していく作業というのは、これは言い方がすごく難しいんですけど、いいですね。いいと思います。表現の仕方が難しいからこのぐらいで勘弁してもらいます。というところですかね。

## 学生 1

もう 1 個だけ裁判官の方に質問したいんですけど、ちょっと今のことを突っ込んだ質問になってしまうと思うんですけど、実際に裁判員の方々と評議していて、正直、知識とか経験がない人たちと評議していく、意見を聞くというわけなんですけど、実際に考えていく上で参考になるのかなというのが正直なところで、実際に何回か裁判員裁判を通して参考になったこととか、参考になったというお話があったらお聞きしたいなと思います。

## 司会者

裁判員裁判では法律の解釈などについては裁判官が判断しますし、それは説明事項になっています。ですからそこは説明します。ですけども、事実の認定だったりとか評価については、これは協働事項ですので、裁判員の人たちと話し合いをしながら出していきます。そういった事項については、専門家、非専門家というのはあまり関係ないんじゃないかなと思いますよ。裁判官が重たくしようと思っても、裁判員が二人入ってくれないと重い判決はできないので。逆に、裁判員の人たちが重い判決をしようと思っても、裁判官が一人も入らなければ重い判決はできないと。参考になる、参考にならないといったような話ではなくて、裁判官 3 名、それから裁判員 6 名で 9 名、補充裁判員の方が仮に 2 名いるとして 2 名入れると 11 名ですよ。そうすると、意見が違うのは当たり前です。9 名なり 11 名の意見が全く同じだったらむしろ気持ちが悪い。違うのが当たり前。その中で意見交換し合って考えを深

めていく。その深めていった中で、最終的に一致を見ない場合もあるでしょうし、一致を見る場合もある。そういった作業をしながら結論を出していく。参考になったかならないかというような話ではないのかなというような気がします。

**学生 1**

ありがとうございました。

**司会者**

他の方、いかがですか。

**学生 2**

経験者の 2 番さんと 4 番さんがおっしゃってたんですけど、事実が明確でないまま評議が進んでいったときがあったというふうにおっしゃってたんですけど、そういう場合は自分たちで話し合いもして、かつ、裁判官の人からも意見を聞きながらというふうにしていったんですかね。その辺りはどういうふう具体的に進んでいったのかを聞きたいです。

**司会者**

評議の経過は守秘義務の範囲なので、ちょっと明確にお答えできるかどうかは分からないけども、2 番さん、漠々と話していただけますか。

**2 番**

裁判官とか裁判長とか裁判員なしに本当に自由に話し合ったというのがありますので、裁判員で話し合っただけ、じゃあ、どうというのを裁判官に聞くという感じでは特にはないですね。ちょっと分けられてるイメージがあったんですけど、本当に普通にみんなで話し合っただけという感じなんです。

**学生 2**

ありがとうございました。

**司会者**

他の方も、どうぞ。

### 学生 3

裁判員の方にお伺いしたいんですけども、実際に裁判員裁判に参加する前に持っていた市民的な感覚とかというのは、実際そういった裁判に反映されたという実感は得られたのか、それともあまりそういった感じではなかったのかというのは、実際にどれほどなのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思ってます。

### 司会者

じゃ、1番さんから順番にお願いします。

#### 1番

はい、1番です。大いにその感覚はありました。もちろん裁判員6名、補充の方2名、それぞれ育ちも環境も全部違う。主観も違う。その中で一つの、防犯カメラがあったということも幸いしたんでしょうけど、その事実に対して同じ物の見方でもってどういうふうに出るかなど。これは裁判員同士が探り合ってるとかそういう問題じゃなくて、やはり正しいというか本人、裁判員自身が持つてる心証がきちっと吐露されていたなというふうには思います。ですから非常に、ある意味、裁判員になるイメージを持ってたのとも全然違う、シャンシャンの会議とは全然違うなという感じで、とてもいい経験だというふうに思いました。

#### 2番

2番です。市民感覚が反映されてたかどうかというと、私の事件は覚せい剤の販売なんですよね。他の皆さん、強盗、強姦、強制わいせつとかそんなんで、いろいろそれがもたらす悲惨なこととかというのは本当に頭に浮かんでくるものですよね。覚せい剤販売って、身近じゃないので、そこら辺の市民感覚が反映されてたかということ、私の事件ではちょっと反映されてたと堂々とは言えないかなというふうにはちょっと感じてます。

#### 3番

3番です。市民感覚、自分の持つてる感覚がそのまま反映されたかどうかというのはちょっと分からないですけども、ただ、すごく、1番の方がおっしゃったように、議論も意見も言いやすい雰囲気でしたし、実際私も法廷の場で質問なんかもさせていただいて、それも何というんですかね、ちゅうちよなく、変な構えもなくできたので、そうですね、そういう感じでした。

#### 4番

参加するまでは、あまり、こういう犯罪はこのぐらいの刑だとかというのは、新聞でちらちらと見ても通り過ぎていっちゃうだけのことだったので、裁判に入って内容を見ながら、加害者や被害者の気持ちも考えたり事実を見たりということで皆さんと話し合っていくうちに、こういう犯罪だったらこのぐらいの量刑ということが、参加できたことで社会の中にそんな犯罪が少なくなっていくようなことにつながっていくというか、人ごとではなく自分で考えてみるということができたかなと思っています。

#### 司会者

他に、いかがでしょうか。

#### 学生 4

すいません、失礼いたします。たしか4番目の事件を担当された方のお話で、ちょっと僕は意外だったんですけども、検察官の方のお話を聞いたら検察側に心証が傾いたりとか、弁護人の方のお話を聞いたら弁護人のサイドに傾いてたというお話なんですけれども、日本の司法って精密司法と言われてて、起訴されたら割と99.9%有罪とかそういう背景があったりとか、あと、裁判員裁判というのは重罪、いわゆる重大犯罪が対象とされているということもあって、構造的にどうしても、検察官側の方の方がちょっと有利なのかなというふうな印象を持っていたので、ちょっとそこが意外だったので、とりあえず4番目の担当された方に、まず何で弁護人側の方の話に心証が動いたというのをちょっとお聞きしたいんですけども、あと他のお三方にも、

実際両サイドのお話を聞いてみて、心証がどんな感じに動いたのかなというのをちょっとお話しただけであれば幸いです。

#### 司会者

それでは、4番の方から、今度は4、3、2、1といきましょうか。

#### 4番

犯罪の内容を見ると、加害者の人がやったことというのは許されることじゃないんですけども、その動機の部分とか、犯罪を起こした年齢が18歳のときだったので、そういうことを考えると、私も子供がいますので、加害者になっちゃった側のお気持ちとかもいろいろ考えると、犯罪を起こしてはいけないけども、そこまでの家庭環境とかを考えるといろいろと気持ちは揺れるというか、被害に遭った方の気持ちも分かるし、本当にこの事例じゃなかったらあんまりそういう思いはしなかったかなと思うんですけど、意外と感情が揺れました。

#### 3番

はい、3番です。感情がどっちかに傾くというよりも、それぞれのお話を聞いて、どうだったんだろうと考えていく中で、何かそれぞれの立場になってというか、何かこう、それぞれの話を自分の中でいろいろ考えていく中で、いろいろ考え方が変わったりというのはありました。

#### 2番

はい、2番です。検察官と、あと弁護士と、あと被告人の質問とか、それぞれ多少はやっぱり変わっていきました。検察官はあれですね、巧妙悪質とか、いかに悪質かというのをすごい強調してくるので、それほどなのかというふうに正直思ったりもするので。その中で、今回私の担当した事件は弁護士の反論というのが被告人の主張とちょっと違っていたりしたので、弁護士は借金返済のためにと行って。まずかつたら止めてくださいね。本人は付き合い合ってる女性に言われたから販売したと。そもそもの販売に至った経緯が違

う部分もあるので、なかなか検察官が言うとおりでないのかなと。検察官は単純に、動機はさておき、いかに悪質かというのを強調してるだけだったので、その辺の犯行に至った動機とか経緯というのは三者三様というんですかね、それぞれそれが、強固な犯意というんですか、それに基づいたものかというのがそれぞれ違ったんで、そこは揺れ動いてたという形ですね。以上です。

## 司会者

法廷に表れた事実は守秘義務の対象となりませんから大丈夫です。

## 1 番

1 番です。検察側と弁護側というのは、それぞれ法廷闘争という感じで、それぞれのあれでくると思うんですけど、証拠があって事実認定して、そこから先どうするかとなった場合のその前後のところ、裁判員それぞれの主観とか感情で揺れ動きはあって、こっちなのかな、こっちなのかなってあるでしょうけども、その辺のところは、やはり裁判官の方々の司会、行司、その中でうまく引き出していただけたのかなと、それぞれの考えを。そうすると、煮詰まるところに煮詰まっていったのかなと。御質問から考えると、裁判員自身の資質を問われてることにもなるのかなということにもなってくるのかなとも思いますけれども、やはり私自身の経験では、結果的にはそれが煮詰まって、きちっと議論を尽くしたというふうに思ってます。

## 司会者

もうちょっと学生の皆さんに質問させてもらっていいですかね。皆さん、質問してください。

## 学生 5

今日はありがとうございました。ちょっと裁判官の方に質問なんですけど、法律的な考え方は裁判官の方が裁判員の方にかみ砕いて説明して、事実の評価は裁判員の方々が自分の意見でやるという形であるとは思いますが、

さっきの議論の中で裁判員の方々は量刑の今までの傾向とかどういうデータがあるかとかというのを結構重視していらっしやったので、やっぱり何というか、裁判官の提示した言動とか意見とかにある程度依拠してしまうのかなというので、そう考えると裁判官の方々は、一般の人々にどうやって自分の意見を押し付けないようにとか、誘導にならないような議論の進め方をしていくのかなというのがなかなか難しいと思うので、ちょっとその心掛けというのを教えてもらえたらうれしいなと思ったんですが。

## 司会者

裁判員裁判では量刑検索システムに基づく量刑グラフを示していますが、事例一覧表を示すかどうかはその時々判断によるということがあるんだろうと思います。事例一覧表には事案の概要が載っています。ただ、少なくとも私の基本的なスタンスは、似たもの探しはしないというスタンスです。多分他の多くの裁判官も同じなんだろうと思います。似たもの探しはしないというスタンスに立ちつつ、その事例一覧表を示すこともあるというところの難しさなんですけども、特に行為の客観的な重さが問題になるような事例、強制わいせつ致傷だったりとか、あるいは強盗だったりとか、そういったものについては、やっぱり一般の方はそれほどいろんな事例を知ってるわけではないので、その事例を見て悪質だと言われれば悪質よねという話になっちゃうんだろうと思うんですよね。けども、やっぱり悪質さの中にも程度があつてというようなところを理解してもらわないと、刑の数量化ができないというところがあるので、その際にどういう事例があるのかというところを示すという意味合いで、量刑一覧表の事案の概要をピックアップして使用するというようなこともあるだろうと思います。それから、他にどんな態様がありますかねみたいなことでイメージを膨らませてもらって、それで相対的な位置付けを考える場合もあるだろうと思います。事例一覧表の使い方はかなり難しいですけども、事例一覧表からどんな刑だったかというのはあまり



重点を当ててしまうと本当に似たもの探しになってしまうので、むしろ事例がこんなのもあるよね、こんなのもあるよねと事例を中心に理解してもらって、事例の相対的な見方をするために示していくというような使い方にとどめるというようなことがいいのかなみたいな気はしています。

それから、裁判官のスタンスの取り方ですけども、なるべく裁判員の人たちに意見を言ってもらって、裁判員の人たちから意見を引き出して、その合間合間に裁判官も話すみたいな、そういうスタンスの取り方はしてるんですけども。ただ、量刑の問題であっても、少なくとも行為責任の大枠を決める上での分水嶺になるみたいなポイントというのはあると思うんですよね。そうすると、そういったものを当事者、検察官、弁護人がきちんと指摘していただいて、それが裁判員の意見交換に乗りやすいような形になってれば、もう評議に入った段階で裁判員の方もすぐに意見を言えると思うし、そうなれば裁判官も特に遠慮せずにとんどん意見を言えるみたいなことになって、そういうことでいけるといいのかなみたいな気はしてるんですけども、そうもいかない場合もあるんで、そういった場合には意見の出し方、それから出す時点というのはそれぞれ配慮したいと思います。

## 学生 5

ありがとうございます。

## 司会者

それでは、ここで本庄先生から御感想や御意見などを伺えればと思うんですが、よろしくお願いします。

## 本庄武先生

すいません。恐縮ですけども、一言お話しさせていただきます。私、裁判員経験者の皆さんのお話を伺うのは初めてで、今日は大変率直な御意見を伺うことができ大変有意義だったと思います。ありがとうございました。

今日一番感じたことは、自分も含めてなんですけど、法律家は特殊な思考

をしてるんじゃないかというふうに思ったほうがいいのではないかということです。裁判員の方から、証拠がないところがあって、そこがやっぱり判断がすごくしづらいんじゃないかという御指摘があったんですけども、恐らく法律家はそれを当たり前のことだというふうに考えて、事件を見るときにすごくパーツごとに事件が組み立てられていて、ここが欠ければ、それはないはないということを前提にして、じゃあ、どう判断するかというような発想を法律家はするのかなというふうに思うんですけども、それは多分一般的な、一般の方のある出来事についての把握の方法とはちょっと違うところがあるのかなと。ただ、やっぱり裁判なので、どうしても法律が前提となってる思考方法というのを一定程度共有していただいて、その上で判断していただくというのはどうしても必要なので、まずは裁判員の方にそういう思考方法を共有していただくという、そういうプロセスが必要なのかなと。これは意外と大変なことなのかもしれないというのが今日感じたことでした。

意見交換会の論点のところ、スライドのところでも出てましたけども、量刑についての基本的な考え方、これは受け入れていただく必要があると。それは賛成するか反対するかという話ではなくて、これはもう前提なんだということです。そうなんですけども、ある前提、自分が必ずしも賛成しないような前提を採ったときにどうなるのかという思考方法も、日常的にはあまりするようなことはしないと思うんですね。そういう思考方法を受け入れていただく必要があると。これはかなり難しいのかなと思います。それをした上で、ある量刑要素についてどう評価するかについて、市民感覚を反映してください。これは意外と難しいことをお願いしてるんじゃないかなというのが今日すごく感じたことです。多分、市民感覚あるいは健全な社会常識というのは、もう少し対象が漠然としたものについて働いているもので、それをピンポイントでこの要素についてどうですかと言われたときに、市民感覚に照らしてどうなのというのは、なかなか多分ふだん考えたことがないのか

など思うので、それは簡単ではないだろうというふうに思うんですね。なので、恐らくやっぱりこの制度、裁判員制度を成功させていく上で鍵になるのは、法律家の方も日常的にそれを試みてらっしゃると思うんですけども、いかに前提を受け入れていくという部分と、その上で、ただそれを全て言いなりにってしまわないで、市民感覚を発揮してもらおう部分、それをどう発揮すればいいのかというのを分かりやすく説明するという、これはかなり難しい作業で、でも、それを10年間裁判所では一生懸命されてきたのかなというふうに思います。ただ、これはなかなか簡単なことではないと思います。

今、問題なのは、辞退をする人がすごく多い。裁判員に選ばれても辞退する人がすごく多いということで、辞退率がこれ以上上がっていくと制度としてなかなか難しくなってくるようなところまで来てるかなと思うんですけども、より一層、一般の人でもきちんと判断してもらえるんだというための運営というのを、法律家の方にそういう工夫をしていただくということが必要ですし、今日いらっしゃった裁判員の皆さん、いい経験だったというふうにおっしゃっていただいて、それを是非広めるような機会を意識的に持つていくというのが、今後制度を発展させていく上で必要かなということも思いました。ありがとうございました。

## 司会者

どうもありがとうございました。この後は報道関係者の皆さんからの御質問をどうぞ。

## 甲社A記者

報道を代表して質問させていただきます。大体質問はもう出てしまってあまり聞くことがなくなっちゃったんですけど、先ほどのいろいろ議論の中で、裁判官との協働がうまくいって説明がよくできたという意見が多くて、一方で、審議や判断する上で具体的に不十分だった点だったり、こういうところはこうしたほうがいいのかという点があれば、おのおの先ほど述べられていた

と思うんですけれども、もう一回1から4番の4人の方に、具体的に不十分だった点、あるいは制度上にこうしたほうがいい、こういう点を盛り込んだほうがいいなどが、そういう意見があればお伺いしたいなと思います。要は、裁判員制度に関しての制度上での不十分な点、課題、具体的に経験されたので、そういった具体的な審議や判断の中身でもいいんですが、お伺いしたいなと思います。

## 1 番

1 番です。非常に難しい話なんですけども、たまたま私が参加した裁判員は、メンバーから見ても男女半々、年齢もばらけてるということなんですけども、この市民の感覚、それから社会常識云々から見た場合に、二十歳以上の方でということだざっくりのことだと、もし抽選が偏って男性ばかり、あるいは女性ばかり、若年層ばかりとかなった場合に、先ほど裁判長の方からも、必ず判断のときに裁判官が一人入らなきゃ駄目とか、いろんな結論の出し方あるでしょうけども、いわゆるパネルの中で闘わせていくうちに、何というか波長が一致した場合ですね、ものすごく偏っていったときにどうするのかなど。その歯止めのところはやはり裁判官の三人いらっしゃる方の中で一人、裁判員が全員同じ意見になってもそういう歯止めはあるんでしょうけども、かなり、二十歳以上というざっくりなのはどうかというところが、基本的な話で大変失礼なんですけども、ちょっと疑問出ましてね。例えば年代別に、男女別に比率を三人、三人にする、年代からとかですね、ちょっとあまりにもざっくり過ぎないかなと素朴に思いました。

## 2 番

私も似たような形なんですけど、本当にアトランダムと聞いているんで、男だけのときもあると。そのとき、強姦の事件もアトランダムですかと言ったら、そうですというふうに話されてたので、強姦の事件で男だけというのは本当に客観的に判断できるのかなと、市民感覚という、その被害者の観点か

らというのが本当に反映されるのかなと思ったので、その事件の種類によって配分を変えるというのもありなのかなというふうにはちょっと一点思ったのと、あと、参加者を増やすという観点ですかね。参加するに当たって苦労した点というのが、予定が結構つきづらいんですよね。例えばくじ引きで当たったら1週間休みを取らなくちゃいけないというので、お客さんとのアポも取れないですよね。その中で、仕事の引継ぎとかどうしてるかと。もしそれ当たったらなんですよ。当たらなかつたらそのままみたいな。その1週間のアポ取りの時間が取れなくなっちゃうんですよね。本来だったらアポが取れて、より営業成績とかに貢献できてるんですけど。ちょっとそこら辺がどうかと思って、それも質問をぶつけたんですけど、だったら1か月後の方がいいですよ、1か月後とかそういう話にならないんですかね、抽選後1か月後とかにならないのかという話を聞いたんですけど、それだとまたキャンセルの人も増えるという話を聞いたので、ちょっとやむを得ないのかなというふうには。個人的には仕事の引継ぎで本当に半日あれば、くじ引きで決まってから半日あれば仕事の引継ぎとかもできるんで、そのぐらいの半日の余裕はちょっと欲しいなというのが二点目です。あと、量刑グラフでいろんな切り口で検索ができるんですけど、ネットの販売という検索の切り口がないというふうに言われたので、いろんな犯罪が生まれると思うので、増えていくと思うので、それによって切り口とかもどんどん増やしていったほうがいいなとちょっと思いました。その三点です。

### 3番

3番です。私は1番の方と2番の方とちょっと重なってくるんですけども、いただいた代表質問事項書で、辞退率が上がってきているというのと審理期間の長期化ということに触れられてるんですけども、やっぱり辞退される理由で多いのはどうしてもお仕事がネックになってくるのかなと思っていて、そうすると審理期間が長くなってくるとそれだけまた引き受ける方が減って

きちゃうのかなと思っていて、辞退率が上がると受けられる年代も限定されてきちゃったりする可能性もあるので、そうすると何か前のお二人の方がおっしゃったように年代だとかが偏ってきちゃうと、ちょっとどうかなというふうには思っています。

#### 4 番

4 番です。私の場合は、女性が 5 名かな、男性はとにかく一人だったので、その辺で意見が偏ったのかというところどうかなと思うんですけど、年齢的にも私に近い年齢の方が多かったと思うので、幅広くいろんな方が集まってるという感じでもなかったのかなというのをちょっと感じました。どうしても皆さんお仕事があるので、最初は男性の方二人いましたけど、一人の方は辞退されたので、なかなか制度が 10 年といっても、積極的に受ける態勢に社会全体的になってるのかなというのはあるので、やってみたいけど仕事があるとかいうことで、あと何となく敷居が高いというか、自分にできるんだろうかというふうに思ってしまうということもあると思うので、もう少しやりやすい環境になっていたら辞退する人が少なくなるのかなと思います。以上です。

#### 甲社 A 記者

次の質問なんですが、実際に裁判員を経験されて、裁判や司法制度、あるいは自分の人生観だったり価値観だったり、参加する前と比べて考えが変わったかどうか、変わられたのならどういったところが変わったのかというのをお二人ぐらいにお伺いしたいなと思います。

#### 1 番

1 番から申し上げます。インフォーマルな、何というんですかね、家庭含めて、家庭も職場もそうですけども、まず犯罪を起こさない、犯罪を起こすときの心理って何だろうとかね、この裁判員の経験をしてみてつらつら考えたり、何か初歩的な感じなんですけども、すると、犯罪を起こさないような

社会に何でできないのかしないのか、あるいは家庭の中で、インフォーマルな中でやらないのかできないか、そういうところをまず考え始めるようになりましたね。他人ごとではなくて、例えば家庭の中のいろんな問題も起こったりします。それから高速道路でもいろんな問題がある。軽い感覚で、やれ、やんちゃだとかね、かっとなったとかって、それは言い訳文句としては言うんですけど、いざ起こしちゃった、起こされた側も起こした側も、法廷とかやはりそういう裁判とかになると、あれっ、そんなはずじゃなかった、俺の人生どうだったんだっけ、私の人生どうだったんだっけ、考えると思うんですね。ですから、やはりインフォーマルな中でどれだけ、私も子供持ったりして、教育にしても社会にしても、監視社会じゃなくてですよ、やはりそういう意味の、何というのかな、教育というよりか啓蒙というか、よく言えませんがね。そういうことをやはり考えてやらなきゃいけないんじゃないかと思いました。

## 2 番

2 番です。先ほど言ったのもあるんですけど、本当に裁判の過程とか量刑の判断というのは全く分からなかったんで、それは大変勉強になったなと思います。本当に今まで犯罪もしてこなかったし、身近にもあんまりいなかったんですね。その中で、保釈金の意味とかも本当にいろんなことを聞いて教えていただいて。私、保釈金って普通に上げるもんだと思ってたんですが、それは違うんだなという初歩的なものから、そういうのが本当に勉強になったなというのはあります。あとは、インターネットで覚せい剤を販売するときにはこういう暗号なんだなという豆知識とかですね。それは要らないでしょうけど、そういうのも勉強になったと言うとあれですけど、分かったというのと、あとは、私の会社は250名程度なんですけど、幹部社員であるので、裁判員に抽選になった人とかは優先して休みを与えられる環境を作ろうねという話は会社の中ではしてましたので、そういった中では、より受けやすい

環境というのがそれぞれ選ばれた人の中から広がっていくといいのかなというふうに思っています。

#### 司会者

ちょうど4時半なので、よろしいですか。本当に御参加いただきました裁判员等経験者の皆さん、ありがとうございました。それから傍聴においでいただきました学生の皆さん、それから本庄先生、どうもありがとうございました。最後、裁判员等経験者の皆さんに拍手をしていただければなど。(拍手)

それでは、以上で終了になります。

以 上